

一般名処方について

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しており、医薬品の供給不足等が発生した場合に治療計画等の見直し等、適切な対応ができる体制を整備しております。

その一環として、当院外来で医薬品を処方する際、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方*を行う場合があります。

それによって、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さまに必要な医薬品が提供しやすくなります。

なお、状況によっては、患者様へ投与する薬剤が変更となる可能性がございます。変更や一般名処方について、ご不明な点やご心配なことなどがありましたら当院職員までご相談ください。

皆様のご理解ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

* 一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。これにより、供給不足のお薬であっても、有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者さまに必要なお薬が提供しやすくなります。

令和6年5月
霧島杉安病院